

# 足寄動物化石博物館設置及び管理条例

平成9年9月16日  
条例第17号

改正 平成18年2月20日条例第15号

(設置)

第1条 博物館法(昭和26年法律第285号。以下「法」という。)第18条の規定に基づき、足寄動物化石博物館(以下「博物館」という。)を設置する。

(目的)

第2条 博物館は海生哺乳類化石を中心に自然史資料を保管、研究し、それらを公開、活用することを目的とする。

(名称及び位置)

第3条 博物館の名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 足寄動物化石博物館(愛称 フォストリーあしよる)

(2) 位置 足寄郡足寄町郊南1丁目29番25

(職員)

第4条 博物館に館長、学芸員、その他必要な職員を置く。

(博物館協議会)

第5条 博物館に法第20条第1項の規定に基づき、博物館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、博物館の運営に関し、館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。

3 協議会の委員は7名以内とし、学校教育及び社会教育関係者並びに学識経験者のある者の中から、足寄町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が任命する。

4 委員の任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(観覧料)

第6条 博物館展示室に入室しようとする者から、観覧料を徴収する。

2 観覧料の額は、別表に定める額とする。

(観覧料の減免)

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、町長は、特別の理由があると認めるときは、観覧料を減免することができる。

(入館の制限)

第8条 館長は、博物館の秩序を乱し、若しくは乱すおそれのある者の入館を禁止し、又はその者に対して退館を命ずることができる。

(損害賠償)

第9条 利用者は、故意又は利用者の責に帰すべき過失により資料又は施設設備をき損、若しくは滅失したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(規則への委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年2月20日条例第15号)

この条例は平成18年4月1日から施行する。

#### 別表

足寄動物化石博物館展示室観覧料

区 分		常 設 展 示	特 別 展 示
個 人	一 般	400円	特別展示観覧料については、町長がその都度定める。
	小学生・中学生・高校生 満65歳以上	200円	
団 体	一 般	300円	
	小学生・中学生・高校生 満65歳以上	150円	

#### 備考

- 1 幼児、町内の小学生及び中学生が観覧する場合は無料とする。
- 2 団体は、20名以上とする。